

# 審査基準

令和7年6月28日作成

法令名：風営適正化法
根拠条項：第31条の23において準用する第5条第4項
処分の概要：特定遊興飲食店営業の許可証の再交付
原権者（委任先）：東京都公安委員会
法令の定め： ○ 風営適正化法施行規則 第1条（許可証再交付申請書の提出） 第80条において準用する第12条（許可証の再交付の申請）
審査基準： 判断の基準は、法令の定めによる。
標準処理期間：14日（行政庁の休日は含まない。）
申請先：営業所を管轄する警察署の生活安全課
問合せ先：同上
備考：